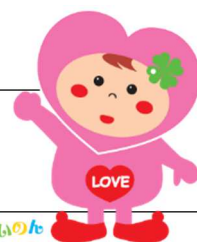


◆◆令和7年度雲仙市商工業活性化推進事業◆◆

市は商工業の活性化に寄与するため、市内における下記の事業に対し補助金を交付します。

① 新規出店事業

対象事業	新規出店計画(主として事務所の機能を有するものを除く。)を策定し、雲仙市商工会の推薦を受けた事業
補助対象者	市内に住所(法人の場合は本社等の所在地)を有し、市内の新たな店舗又は市内の空き店舗若しくは既存家屋等を店舗として活用した、新たに一般の来客が見込まれる事業に取り組む(市内で既に事業を営むものが、既存の事業を終了させて新たにに取り組む場合を除く)個人又は法人
補助対象経費	店舗の新築工事、改築工事又は内外装の改修工事に要する経費のうち、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに終了するものに係る経費
補助金額等	・補助率:補助対象経費の2分の1以内 ・上限額:100万円



② 創業支援事業

対象事業	創業計画を策定し、雲仙市商工会の推薦を受けた事業
補助対象者	市内に住所(法人の場合は本社等の所在地)を有し、市内で創業予定又は創業後5年未満の個人又は法人
補助対象経費	施設、機械装置等購入費・借上げ料、許可等の取得費用、展示会等の会場費・出展費用、広告宣伝費・ホームページ作成費 等
補助金額等	・補助率:補助対象経費の2分の1以内 ・上限額:50万円

③ 持続化支援事業

対象事業	持続的な経営に向けた経営計画を策定し、雲仙市商工会の推薦を受けた事業
補助対象者	市内に事業所を有し、同一の事業を引き続き1年以上営む個人又は法人
補助対象経費	施設、機械装置等購入費・借上げ料、許可等の取得費用、就労規則の作成 等 展示会等の会場費・出展費用、広告宣伝費・ホームページ作成費 等
補助金額等	・補助率:補助対象経費の2分の1以内 ・上限額:15万円(申請日が属する年度から起算して過去3年度内)

裏面に続きます ➡

④雇用対策事業

対象事業	市内事業者の雇用対策(採用活動、求人情報の発信等)に関する事業
補助対象者	市内に事業所を有する法人または個人事業者
補助対象経費	採用活動、求人情報の発信等に係る費用 等 (例)求人広告費、自社求人ホームページの作成、就職説明会のブース出店費用等
補助金額等	・補助率:補助対象経費の2分の1以内 ・上限 30 万円

⑤事業承継支援事業

対象事業	承継計画を策定し、雲仙市商工会の推薦を受けた事業
補助対象者	市内で1年以内に、事業承継を実施又は実施予定の個人又は法人
補助対象経費	事業承継の際に負担する手続費用、施設・機械装置等の購入費 借上料、許可等の取得費用 等
補助金額等	・補助率:補助対象経費の2分の1以内 ・上限額:50 万円



⑥魅力ある職場づくり支援事業

事業内容	従業員のキャリアアップのために実施する研修や従業員の資格取得、職場環境の整備に関する事業
補助対象者	市内に事業所を有する法人または個人事業者
補助対象経費	人材育成のための研修、従業員の資格取得、職場環境の整備等に係る費用 等 (例)社会人マナー研修の講師謝金、大型免許取得に係る受講料、女性用更衣室の整備等
補助金額等	・補助率:補助対象経費の2分の1以内(※資格取得は3分の2以内) ・上限額:30 万円 (※申請日が属する年度から起算して過去2年度内(資格取得に係るもの除く))

⑦にぎわい創出事業

対象事業	市内の商店街等で実施される集客又はイメージアップに有効で、にぎわいに寄与すると認められる事業
補助対象者	集客又はイメージアップに有効で、にぎわいに寄与する取組を行おうとする3者以上の事業者で構成される団体等
補助対象経費	講師等謝金、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、会場使用料、機械器具費等に 係る費用 等
補助金額等	・補助率:補助対象経費の5分の4以内、 ※長崎県による商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業が利用できない場合は補助対象経費の3分の2以内 ・上限額:30 万円